

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から49年3月まで

昭和48年7月に勤務していた事業所を退職し、国民年金に任意加入し、保険料を納付したにもかかわらず、国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について保険料は還付されており、未加入期間であるとの回答を受けたが納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月以降に払い出されていることが確認でき、この時点で申立人は、任意加入手続を行ったものと考えられ、申立期間についても、任意加入対象者であったことから、申立期間を含む48年7月から49年9月までの期間（48年9月を除く。）については、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得し保険料を納付することができない期間であるが、市町村名簿によると、当初申立人の資格取得日は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した前日の48年7月20日とされ、資格取得日以降の保険料を徴収していることが確認できる。

しかしながら、その後、前述の市町村名簿において、資格取得日を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の保険料については、特殊台帳に還付決定した旨の記載は見られるものの、同年月日に資格取得日を訂正する理由は見当たらない上、申立期間のうち、48年9月については、国民年金の強制加入期間に相当し、保険料を還付する理由も見当たらないことを踏まえると、当該資格取得日の訂正により、申立期間の保険料が還付されているのは不自然である。

また、申立人と同時期にA町（現在は、B町）において国民年金手帳記号

番号の払出しを受けた任意加入被保険者のうち複数の者が、申立人と同様に任意加入対象期間について、払出日からさかのぼって被保険者資格を取得し、過年度保険料を含め国民年金保険料を徴収していた実態があるとともに、申立人が所持している年金手帳には、はじめて被保険者となった日として昭和48年7月21日と記載されており、訂正された形跡も無いことなどから、申立人が、厚生年金保険の資格を喪失した同年同月に任意加入し国民年金保険料を納付していたものとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、記録上では未加入期間とされているが、申立期間についても 59 年 3 月以前から引き続いて保険料を納付し、61 年 4 月以降も申立期間に引き続いて納付していた。

保険料の納付については継続しなければならないものと考えており、途中で納付をやめる理由も無く、そのような手続をした記憶も無いので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 5 月の結婚後も国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間について厚生年金保険との切替手続を適切に行っている上、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高いと考えられる。

また、申立期間の前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が、申立期間に任意加入の資格を喪失させる理由は無く、国民年金に未加入で保険料を納付していないとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年9月15日から31年6月1日までの期間、34年6月24日から同年10月17日までの期間及び35年2月1日から同年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、i) 30年9月15日から31年6月1日までの期間については、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を30年9月15日に訂正し、ii) 34年6月24日から同年10月17日までの期間については、申立人の同事業所における資格取得日に係る記録を同年6月24日に、資格喪失日に係る記録を同年10月17日に訂正し、iii) 35年2月1日から同年4月1日までの期間については、申立人の同事業所組合における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、上記のすべての期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和30年9月15日から31年6月1日までの期間及び35年2月1日から同年4月1日までの期間については、明らかでないと認められ、34年6月24日から同年10月17日までの期間については、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月15日から31年6月1日まで
② 昭和34年6月24日から35年4月1日まで

私のA事業所における船員保険の被保険者記録を確認したところ、船員手帳に雇入れの記録があるにもかかわらず、船員保険の記録が無い期間があった。申立期間において、船員保険料は給与から確かに控除されていたので、私の船員保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記録から、申立人が申立期間①並びに申立期間②のうち、昭和34年6月24日から同年10月17日までの期間及び35

年2月1日から同年4月1日までの期間において、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の同僚で、現在のA事業所の事業主は、「申立期間当時は、海運局の船員労務官の立入検査が厳しく、船員保険に加入していない船員がいるとすぐに船を降ろされ、仕事にならないという状況があった。そのため当事業所では、船員手帳における雇入れに併せて船員保険の加入手続を行っていた。」と供述している。

さらに、申立期間当時、A事業所において船員保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、「同事業所においては、船員保険の手続を適正に行っていた。」という旨の供述をしているところ、申立人及び現在の事業主が記憶している申立期間当時の船員数と同事業所に係る船員保険被保険者名簿上の船員保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同事業所においては、ほぼすべての船員が、雇入れと同時期に船員保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、船員手帳において乗船記録が確認できる申立期間①並びに申立期間②のうち、昭和34年6月24日から同年10月17日までの期間及び35年2月1日から同年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①並びに申立期間②のうち昭和34年6月24日から同年10月17日までの期間及び35年2月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における31年6月及び35年4月の社会保険事務所（当時）の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び申立期間②のうち昭和35年2月1日から同年4月1日までの期間について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付した旨主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和34年6月24日から同年10月17日までの期間について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は前述のとおり納付した旨供述しているが、当該期間のA事業所に係る船員保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から

社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る34年6月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和34年10月17日から35年2月1日までの期間については、当該期間に申立人が船員として乗船していたことが確認できる船員手帳の記載は無いことから、A事業所に船員として雇用されていたことが確認できない上、申立人も当該期間については、「覚えていない。」と供述している。

また、昭和34年10月17日から35年2月1日までの期間のA事業所に係る船員保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、不自然な点も見当たらない。

このほか、昭和34年10月17日から35年2月1日までの期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、昭和34年10月17日から35年2月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月21日から同年8月1日まで

私は、昭和28年4月にD社（現在は、E社）に入社し、平成元年に定年退職するまでの期間、同社の関連会社に異動した時期はあるものの継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが納得できない。

申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るF健康保険組合の記録及び申立人から提出された永年勤続の感謝状から判断すると、申立人はD社及び同社の関連会社に継続して勤務し（D社C営業所からA社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和28年6月1日に被保険者資格を取得している同僚が、「私と申立人は同時期に異動していることから、申立人の異動日は、同年7月21日と思う。」と供述していること、及び同名簿において、整理番号に欠番は無いものの、申立人が資格取得している同年8月1日より前に29年4月1日付けの資格取得者が記録されていることから、申立人の資格取得届は遅れて提出されたものとうかがえることを併せて判断すると、28年7月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から平成 10 年 11 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、実際の給与額と標準報酬月額が相違していることが分かった。社会保険事務所（当時）の記録に比べて、実際の給与額は 1 万円から数十万円高い月があるので、早急に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和 60 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる給与総支給額及び保険料控除額から 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和 60 年 8 月及び同年 9 月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、元事業主は、「法人は既に解散しており、

申立期間当時の資料は残っていない。納付義務の履行については不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和59年5月から60年7月までの期間、60年10月から平成6年12月までの期間及び8年1月から10年11月までの期間について、申立人から提出された給与明細書を見ると、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料又は同月額に基づく保険料より低額の保険料が控除されていることが確認できるところ、同月額に基づく保険料より低額の保険料が控除されている期間については、事業主による標準報酬月額の随時改定及び厚生年金保険の保険料率改定に伴う保険料控除が適切に行われていなかったことがうかがえる。

また、平成7年1月から同年12月までの期間については、当該期間に係る給与明細書は無いものの、当該期間には保険料率改定等の事情が見当たらないことから判断すると、当該期間についても、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと推認できる。

これらを併せて判断すると、申立期間のうち、昭和59年5月から60年7月までの期間及び同年10月から平成10年11月までの期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和54年12月1日、資格喪失日は55年10月1日であると認められることから、申立期間のうち、54年12月1日から55年10月1日までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和54年12月から55年9月までは8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から56年9月まで

私は、A社で2年間勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者の記録が無い。同社は、突然事業を停止し、給料も2か月分が支給されないまま、雇用保険から失業給付を受けた。

在職中は、健康保険被保険者証を所持しており、雇用保険にも加入していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人は、昭和55年2月1日から55年9月30日までの間、A社に勤務していたことになっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人については、54年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していたものの、56年3月6日に遡^{そきゅう}及して資格取得取消処理が行われている。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和54年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったとされているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、適用事業所でなくなった日以降に同社で被保険者資格を取得した同僚4人については、申立人と同様に、遡^{そきゅう}及して資格取得取消処理が行われていること、適用事業所でなくなった日以降の異なる日付で資格喪失した記録を同日にさかのぼって訂正処理が行われている者が存在すること、及び適用事業所でなくなった日以降も被保険者であったものの、

同日にさかのぼって資格喪失処理が行われている者が多数存在していることが確認できる上、当該訂正処理前の記録から判断すると、54年9月30日以降においても、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社において、昭和54年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録を取り消す処理に合理的理由は無く、当該資格取得取消処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格取得日は、上記健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日である54年12月1日、資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である55年10月1日であると認められる。

また、昭和54年12月から55年9月までの標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和54年9月から同年12月1日までの期間について、A社の申立期間当時の事業主の前の事業主は、同年9月*日に死亡していることが確認できるところ、申立人は、「私が入社したのは、前事業主が亡くなった直後ではなく、亡くなってから2、3か月後であったと思われる。」と供述しており、この申立人の記憶は前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票上の資格取得日である同年12月1日と符合している。

また、申立期間のうち、昭和55年10月1日から56年9月までの期間について、申立人は、「A社が事業を停止した後、失業給付を受けたと思う。」としているところ、雇用保険の記録によると、申立人は、55年9月30日に同社を離職した後に失業給付を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の昭和54年9月から同年12月1日までの期間及び55年10月1日から56年9月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該両期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（オンライン記録では、B社）における資格取得日に係る記録を昭和32年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年10月から33年9月までは6,000円、同年10月から34年9月までは7,000円、同年10月から35年9月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から35年10月1日まで

私は、肺結核で入院していた療養所を昭和32年8月に退院し、同年9月にハローワークの紹介を受け、同年10月1日にA社に正社員として就職した。同社での厚生年金保険の加入記録は、35年10月1日に資格を取得したこととなっているが、32年10月から勤務していたので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和32年10月1日からA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、35年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものとされている。

しかしながら、申立人のA社における勤務実態については、同社において、昭和33年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立期間当時の同僚二人は、「自分が入社した時、既に申立人は入社していた。」旨供述し、さらに、27年2月1日に同保険の被保険者資格を取得している別の同僚一人は、「申立人の入社時期は、32年10月ごろだった。」と供述していること、及び32年10月1日から同社に勤務していたとする申立人の主張は具体的であり、同社への入社に至るまでの経緯に不自然な点はうかがえない

ことから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「同社にパート勤務者はおらず、全員正社員だった。見習い期間も無かった。」、「同社は、全員入社後すぐに社会保険に加入させていた。」、及び「申立人の勤務形態が途中で変わったことは無かった。」旨供述していることから、昭和35年10月1日の前後において申立人の勤務形態に特段の変更は無く、厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時の申立人と業務内容や勤務形態において同質性の高い同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和32年10月から33年9月までは6,000円、同年10月から34年9月までは7,000円、同年10月から35年9月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、関係資料も残っていないため、供述等は得られないが、事業主による申立てどおりの資格取得届や、申立期間に行われるべき被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和35年10月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年10月から35年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月15日及び同年12月15日について、それぞれ標準賞与額27万3,000円及び26万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該標準賞与額に係る記録について、同年7月15日は27万3,000円、同年12月15日は26万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月15日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賞与支払台帳において確認できる保険料控除額から、平成17年7月15日を27万3,000円、同年12月15日を26万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年7月15日及び

同年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月15日及び同年12月15日について、それぞれ標準賞与額15万6,000円及び15万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該標準賞与額に係る記録について、同年7月15日は15万6,000円、同年12月15日は15万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月15日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賞与支払台帳において確認できる保険料控除額から、平成17年7月15日を15万6,000円、同年12月15日を15万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年7月15日及び

同年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から5年4月まで

国民年金保険料納付記録の照会の結果、申立期間が未納であるとの回答を受けたが納得できない。

国民年金は40年間すべて保険料を納付しないと年金が受給できないと友人から聞いていたため、国民年金には加入していなかったが、平成5年5月から当時勤務していた事業所の健康保険に加入するため、同年4月ころA市役所へ出向いたところ、国民年金保険料を納付しないと国民健康保険から健康保険への切替えができないと言われた。また、同時期に住宅金融公庫の融資を受けるため、所得証明が必要であったが、こちらも国民年金保険料を納付しないと交付できないと言われた記憶があって、これまで納付していなかった保険料をすべて納付したいと申し出たが、さかのぼって納付できる期間が最長2年間だと言われたため、申立期間に係る2年分の保険料として20万円超を市役所窓口で一括して納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、既に厚生年金保険被保険者資格を取得していた申立期間直後の平成5年5月25日に、国民年金手帳記号番号の払出しを受け、昭和61年4月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、当該払出時点においては、申立期間に係る保険料について現年度及び過年度納付により納付することが可能であり、申立人が主張している納付額は、申立期間の保険料総額としてはおおむね一致している。

しかしながら、申立人と同日に連番で手帳記号番号の払出しを受け、申立人と同様に昭和61年4月までさかのぼって被保険者資格を取得している妻は、申立期間について未納であり、申立人及び妻の手帳記号番号の払出状況から、

妻が第3号被保険者資格を取得するに当たり、夫婦の手帳記号番号の払出しを受け、その上で同資格が付与されたと考えられること、申立人の主張している国民年金保険料納付の契機である国民健康保険の資格喪失や所得証明書の取得については、国民年金保険料の納付が要件とされていないこと、及び申立人は、「市役所窓口で申立期間の保険料を一括で納付した。」と主張しているが、過年度保険料の収納事務は市役所窓口では行えなかったことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 45 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

昭和 38 年 4 月に結婚し、A 町から B 市へ転居した。A 町では、叔母が私の国民年金加入手続及び保険料の納付をしてきていたが、B 市に転居後、保険料を納付していなかった。しかし、市役所から国民年金に空白期間がある者は将来年金を受給できないという旨の文書が送られてきたので、急いでお金を工面し、これまで納付していなかった保険料を夫の分も含めて、まとめてすべて納付した。納付金額ははっきりとは覚えていないが、子育てをしていた時期だった事もあり、大きな金額だった。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳によると、申立人の手帳記号番号は、昭和 47 年 6 月ころに申立人の夫と連番で払い出され、申立人は、夫とともに 45 年 4 月までさかのぼって保険料を過年度納付したことが確認できるとともに、当該時点においては、第 1 回特例納付により申立期間の保険料を納付することも可能であるところ、申立人の夫については、申立期間の一部を含む 36 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料を特例納付により納付していることが確認できるが、加入手続の時点で過年度納付をし、60 歳到達時まで保険料を納付しても国民年金の受給資格期間 300 月を満たすことができなかつたことから、受給資格期間を満たすため特例納付を行ったものと考えられることから、申立人の夫は、申立人に比べ、特例納付を行う必要性が高かつたと考えられる上、当該夫についても、特例納付が可能であった申立期間のうち 41 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料については未納であるなど、申立人

が申立期間に係る申立人自身の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情はみられない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人について特例納付を行った時期及び納付額に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

家族で自営業を営んでおり、国民年金の加入手続及び納付は経理を担当していた義姉が行ってくれていた。申立期間当時は納税組合を通じて保険料を納付していたが、毎月組合長の自宅へ家族の保険料を持参し、計算ミス等で足りなければ組合長から連絡があり、すぐに持って行ったり、持って行くのが遅れた場合には組合長に集金に来てもらっていたりしており、組合長が大きな帳面に判を押し管理していたので、夫の保険料だけ納付して私の保険料が未納になっていれば必ず気付くはずである。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳によると、申立人の手帳記号番号は、昭和50年12月ころに申立人の夫と連番で払い出されていることが確認でき、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の保険料を納付していたとする義姉は、「私が申立人と申立人の夫の国民年金加入手続をし、手続をした時点でさかのぼって二人分の保険料をすべて納付したが、その金額を具体的には覚えていない。」旨供述しているところ、申立人の夫は、申立期間に係る保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できるものの、当該夫については、加入手続の時点で過年度納付をし、60歳到達時まで保険料を納付しても国民年金の受給資格期間300月を満たすことができなかったのに対し、申立人は、手帳記号番号の払出し後、60歳到達時まで保険料を納付すれば、受給資格期間を満たす

ことから、申立人の夫に比べ、特例納付を行う必要性が低かったと考えられる。

さらに、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

昭和47年4月にA市からB市への転入手続を妻がB市役所で行った際、同時に国民年金の加入手続も行い、以後3か月ごとに同市の徴収員が自宅に集金に来て、妻が私の保険料と一緒に納付していたのに、私の保険料だけ納付したことになっていないのはおかしい。何度も転居しているが、転居の際には必ず国民健康保険と国民年金の加入手続も同時に行っていたので、国民年金の加入手続だけ行っていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、船員保険老齢年金の受給資格を満たしていた任意加入対象者であることから、制度上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年6月において、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできず、当該払出以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の妻は、「昭和47年4月にA市からB市への転入手続と同時に国民年金への加入手続を行った。」と主張しているが、同人の特殊台帳の記載等から当該転入時期は昭和45年8月ころと確認できることから、申立人の国民年金の加入手続を行った時期に関する申立人の妻の記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況が不明であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 45 年 7 月 17 日まで

私は、申立期間当時、国民年金と厚生年金保険の両方に加入していれば、将来二つの年金を受給できると思っていたため、A社（現在は、B社）において、勤務しながら国民年金保険料も納付していた。

申立期間の後に、町役場の担当者から国民年金と厚生年金保険の両方は支給されないと説明され、申立期間を含む 48 か月分の国民年金保険料の還付を受けた。国民年金の保険料が還付されたということは、厚生年金保険の被保険者であったはずなのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和 41 年 8 月 1 日から 45 年 4 月 30 日までの期間となっている上、同社において同年 6 月 1 日から厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚が、「申立人と一緒に同社で給油の仕事をしていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことがうかがえる。

また、申立人は「申立期間当時、国民年金と厚生年金保険の両方に加入していれば、将来二つの年金を受給できると思っていたことから、A社で勤務していた期間も国民年金保険料を納付していたが、その後、役場の職員から両方は支給されないと聞き、国民年金の保険料については還付を受けた。」と主張しているところ、申立人から提出された国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は昭和 36 年 4 月から 45 年 7 月までの保険料を納付し、このうち 41 年 8 月から 45 年 7 月までの保険料については、同年 12 月 2 日付けで

還付されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和41年8月1日から同年10月1日までの期間となっており、健康保険証についても、同年10月13日に返納した記録となっていることが確認でき、当該記録について、申立期間当時の同社の役員は、「申立期間当時、国民年金に加入しているので、厚生年金保険を脱退してほしいとの申出をしてきたのが申立人であったと思う。申出が無いにもかかわらず、会社が勝手に資格喪失をさせることはない。健康保険証についても、資格を喪失した際に回収し社会保険事務所（当時）に返却しているので、本人が知らないはずはないと思う。」と供述している。

また、前述の役員から提出された申立期間当時の従業員の入社日及び退職日等を記載したメモには、A社が新規適用となった昭和39年9月1日から申立期間後の45年9月3日までの期間の従業員33人について、その生年月日、厚生年金保険の資格取得日及び退職日が記載されており、当該メモに記載された従業員の生年月日、厚生年金保険の資格取得日及び退職日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。当該メモには、申立人の資格取得日は「41. 8. 1」、退職日は「41. 10. 1」と記載されていることが確認できる。

これらを併せて判断すると、事業主は、昭和41年10月1日を申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出たものと推認でき、前述の状況から申立期間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 31 日まで

私は、中学校卒業後、A 県の事業所に就職したが間もなく辞め、その後、近所の友達から B 事業所（後に、C 社）を紹介され、同事業所で住み込みで働いていた。

申立期間当時、一緒に働いていた人には、B 事業所での厚生年金保険の被保険者記録があることから、私にも同被保険者記録があると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、B 事業所において一緒に働いていたと主張している同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所において、勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、昭和 36 年 2 月 1 日であることが確認できるところ、同日に被保険者資格を取得している同僚は、申立人について明確な記憶は無い上、前述の申立人が同事業所で勤務していたと供述している同僚二人は、同事業所における勤務期間について、それぞれ、「私は、34 年 4 月から別の事業所で働いていたので、B 事業所で働いていたのは、それ以前の期間である。」、「私は、中学卒業した 32 年から 2 年か 3 年、B 事業所で働いていた。」としており、申立人の勤務時期について、二人とも、「申立人は、私よりも後から入社し、先に辞めた。」旨供述していることから判断すると、申立人の同事業所における勤務期間は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であったと推認できる。

また、前述の同僚二人は、それぞれ「私が勤務していた当時、B 事業所は厚

生年金保険には加入していなかったため、給与からは、何も控除されていなかった。」「休まなければ皆勤手当があった程度で、厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。」と供述している上、当該同僚二人も同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、B事業所の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、その子女は、「申立期間当時、社会保険の担当者は私の母(事業主の妻)であるが、現在は、高齢のため申立期間当時の記憶がない。」と供述していることから、申立人に係る勤務期間や厚生年金保険料の控除に関する供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和36年2月1日から申立期間後の37年1月1日までの期間に、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、A社で勤務していた期間が厚生年金保険に加入していないことになっていた。
入社した際、会社に年金手帳を提出した記憶があるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録とされていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚及び同社の事務担当者の供述によると、申立人が申立期間において、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、「A社には長距離トラックの運転手として入社し、同社に在籍中、私は独身であった。」としているところ、申立期間当時、同社で厚生年金保険の記録がある同僚のうち、供述が得られた二人は、「同社の事務担当者から、『入社して3か月から6か月間程度の見習い期間を設けており、その間は社会保険に加入させない取扱いにしている。』との説明を受けた記憶がある。」旨供述している上、同社の事務担当者は、「申立期間当時、運転手として採用された者が独身者であった場合、採用して6か月間の試用期間を設け、その間は社会保険に加入させない取扱いにしていた。」と供述している。

また、申立人は、「申立期間当時、健康保険被保険者証を受け取った記憶が無い。」としている上、厚生年金保険料の給与からの控除についても明確な記憶が無い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から27年11月6日まで
年金記録を確認するため、社会保険事務所(当時)に期間照会をしたところ、A事業所B支部に勤務した昭和24年3月1日から27年11月6日までの期間について、既に脱退手当金が支給されているので年金として支給できないと言われ、初めて脱退手当金制度があることを知ったが、私は、脱退手当金を受領したという記憶が無いので詳細な調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記録がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 2 日から 59 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 4 月に A 事業所（現在は、B 事業所）に入社したが、その際、母子医療の適用を引き続き受けるため、同事業所の許可を得て社会保険には加入せず、国民健康保険に引き続き加入していたが、59 年 8 月の被保険者報酬月額算定基礎届提出の際、社会保険事務所（当時）の指摘を受け、57 年 4 月 2 日まで厚生年金保険の被保険者資格をさかのぼることとなり、事業主から申立期間の厚生年金保険料の被保険者負担分の請求を受け、一括して支払ったにもかかわらず、年金記録に反映されていないのには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月の入社当初までさかのぼって厚生年金保険の資格を取得することとなり、申立期間の厚生年金保険料についても、一括して A 事業所に支払ったと主張しているところ、同事業所は、「申立期間当時の関係資料については、保存期限から相当経過しているため廃棄処理したと思われ残っていない。」と回答しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる賃金台帳等の関連資料は無い。

また、申立人の主張する出来事を知っていると思われる当時の上司 3 人のうち、2 人は既に死亡しており、残る 1 人は、「そうした出来事があったことは記憶にない。」と供述していることから、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人に係る昭和 59 年 8 月 1 日を資格取得日とする健康保険厚生年金保険被

保険者資格取得届は、社会保険事務所において、60年11月5日に事務処理が行われていることが確認でき、同事業所において57年4月1日から61年4月1日までに資格取得した被保険者の健康保険整理番号は、申立人を除き資格取得年月日の順番となっており、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。